

お客様各位

平成30年9月1日

今年は格別に残暑が厳しいようですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

この事務所通信は、今回で記念すべき100号を迎えることが出来ました。毎月欠かさずご報告出来たことを誇りに、今後も皆様に有用な情報をお伝えしていきます。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 新事業承継税制と認定支援機関
3. コラム働き方改革～同一労働同一賃金・労働者派遣に関して

1. 今月の事務

今月は、わりと事務が少ない月間ですので、気は早いですが、この時期に年末商戦に向けての資金繰りと人繰りを検討することをお勧めします。

①厚生年金保険料率の固定

厚生年金保険の保険料率は毎年0.354%ずつ引き上げられて来ましたが、平成29年9月以降は18.3%で固定されており、今年は保険料率を変更する必要がありません。

なお、8月中に年金事務所から送付されてきた標準報酬決定通知書の標準報酬は、10月支給の給料からの適用になるため、標準報酬の変更は必要となることに注意して下さい。

②社員の異動状況の把握

秋は、春の年度替わりに次いで異動の多い時期です。転勤や結婚などにより社員本人・家族の異動があった場合には、社会保険関係の法定事務のほか、住宅手当や家族手当の変更といった社内事務も発生します。社員から速やかに異動届の提出を受けるなど、手続きにモレがないようにして下さい。

③資金繰り計画の策定

年末には、歳末セールや賞与の支給などもあるため、資金手当てには注意しなければなりません。借入が必要になる場合は、金融機関に対し、早めに金額と時期を伝え、その場合、「資金繰り表」「返済計画表」「業況説明書類」は、借入申込みの際に欠かせない資料ですので、早めに原稿作成に着手することが大切です。更に、他の金融機関からの借入がある場合には、金融機関は返済余力を確認するために、その毎月の返済予定表を要求することから、揃えておきましょう。

2. 新事業承継税制と認定支援機関

先月号まで改正後の特例措置による事業承継税制のメリットをお伝えしてきましたので、今回はこの特例措置を実際に適用するために必要とされる認定支援機関の役割をまとめました。

まず、特例事業承継税制の適用を受けるためには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要がありますが、この特例承継計画には、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

更に、特例承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更が生じた場合は、実際に贈与や相続が生じる前であれば変更が可能であり、その変更申請書には認定支援機関による指導及び助言を受けることが必要です。

そして、今回の改正の目玉である、雇用者が8割を下回った場合でも認定取消・納税とはならないためには、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません。この理由書様式が公表されており、チェック方式で使い易いものですが、その報告には雇用が減少した理由について支援機関が所見を記載するとともに、中小企業者が申告した雇用減少の理由が経営悪化あるいは正当ではない理由によるもの場合は、支援機関による経営の改善のための指導及び助言を行う必要があります。

3. コラム働き方改革～同一労働同一賃金・労働者派遣に関して

働き方改革法における同一労働同一賃金は、非正規労働者の均等・均衡待遇を強力に推し進めることに狙いがありますが、この非正規労働者にはパートタイム労働者や有期契約労働者だけでなく、実は派遣労働者も対象とされています。

改正法では、平成32年4月1日以降、派遣先は自社の正社員の労働者に係る賃金等の情報提供を派遣元事業主に対して提供することが義務付けられました。これにより、派遣元事業主は派遣労働者の労働条件について、派遣先の正社員と比較して不合理な相違をしてはならないこととなります。更に、職務内容が派遣先労働者と同一であれば、人材活用が同一の範囲での変更が見込まれる場合は、正当な理由なく、不利な条件とすることが禁止されます。

これは派遣元事業主にとって非常に厳しい内容ですが、その対策として次の2点が考えられます。

①職務内容が派遣先労働者と同一であることが避けられない場合は、派遣先の人材活用を吟味して、勤務地等の変更などを加味して人材活用が同一の範囲とならないようにする。

②派遣元事業主において、労使協定により派遣労働者の待遇は派遣先ではなく派遣元の基準とすることを締結する。

いわば、法改正の目的が骨抜きにされてしまう対策ですので、その手続きには非常に厳密さが求められ、そこに不備があると、認められず派遣先の基準になることに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>